

業界団体の皆様

経済産業省高圧ガス保安室でスマート保安政策を担当しております高原です。
いつも大変お世話になります。

経済産業省は、2020年7月に、プラントで先進的な取組を行う事業者様と共に「高圧ガス保安分野スマート保安官民アクションプラン」を策定しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200710009/20200710009.html>

このたび、以下の5点について省令改正やガイドラインの策定など進捗がございましたので、ご案内差し上げます。業界団体様であれば会員企業の皆様へ、事業所様であれば本社各部だけでなく事業所にも周知いただき、積極的に活用いただけますと幸いです。

※本メールは複数のメールリストに発出しているため、ご案内が重複する場合がございますが、ご容赦頂けますと幸甚です。

=====
<目次>

1. AIの活用を促進するために「事例集」と「ガイドライン」を策定。予算事業も進行中。
2. 規制の総点検→省令・技術基準関連（制度上ドローンで目視代替が可能に！）
3. 防爆ガイドラインが正式に防爆指針に位置づけ
4. 予算事業で防爆ドローンの開発を開始。ニーズについてご意見いただけると幸甚です（後述）
5. 高圧ガス保安法の手続きは、法令上は、電子書面による申請が認められています。

- =====
1. AIの活用を促進するために「事例集」と「ガイドライン」を策定。予算事業も進行中【アクションプラン 4.2.4】
=====

11月17日（火）、「プラントにおける先進的AI事例集」「プラント保安分野AI信頼性評価ガイドライン」を公表しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201117001/20201117001.html>

○プラントにおける先進的AI事例集

→「AI投資決定時」「AI開発時」の事業者の課題解決へのヒントを示しています。具体的には、先進的事例での、①AIの効果、②典型的なAI導入の課題（AI人材不足、目標設定の困難性など）の解決方法、を具体的に示しています。

○プラント保安分野AI信頼性評価ガイドライン

→プラント保安分野に特化してAIの信頼性（プラントの安全性や生産性向上のために期待される品質を果たすこと）を適切に管理する方法を示しています。これに則り開発を行うことで、プラント事業者様は品質向上に

加えて、社内外への説明責任を果たしやすくなります。また、AI ベンダー様は自社 AI の優位性を示しやすくなります。また、開発の際の要求事項を具体的に示しているため、プラント事業者様とベンダー様のコミュニケーションを円滑に行うことができるようになります。

また、「令和 2 年度産業保安高度化推進事業」で先進的な AI の実証を支援しています（2020 年 8 月から事業開始）。

<https://sii.or.jp/smart-hoan02r/decision.html>

=====
2. 規制の総点検→省令・技術基準関連（制度上ドローンで目視代替が可能に！）【アクションプラン 4.2.1】
=====

完成検査、保安検査で「目視検査」を求める規定・解釈を改定し、ドローン等に搭載したカメラで検査を行うことができるようにしました。

規制見直しの概要は、11 月 16 日開催の弊省審議会（高圧ガス小委員会）の以下の資料 P13 をご覧下さい。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/pdf/017_04_00.pdf

具体的な規制見直しの条文等は、以下をご覧下さい。

○完成検査関連（10 月 30 日、省令改正）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/10/20201030_koatsu_1.html

○保安検査（11 月 12 日、KHKs 解釈・質疑応答改正）

https://www.khk.or.jp/Portals/0/khk/hpg/hpg_div/2020/KHK_Interpretation/KHK_Interpretation_202011.pdf

2020 年 3 月に「プラント保安分野における目視検査の代替可能性に関する考察（点検におけるドローン活用について）」を公表し、ドローンを活用した検査は目視点検を代替するのに十分であることを示しました。今般の改訂はこれを踏まえたものです。

=====
3. 防爆ガイドラインが正式に防爆指針に位置づけ【アクションプラン 4.2.3】
=====

2019 年 4 月に経済産業省は、防爆エリアの精緻な設定に資することを目的として、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（通称：防爆ガイドライン）を策定しました。

2020 年 10 月 30 日に、防爆指針 TR-No. 44「ユーザーのための工場防爆設備ガイド」の参考資料に、防爆ガイドラインの内容が加わりました。

○労働安全衛生総合研究所技術指針 ユーザーのための工場防爆設備ガイド

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/tr/TR_No44.pdf#zoom=100

- ・参考資料 1 1 : 危険箇所の精緻な判定方法 (P278~)
- ・参考資料 1 2 : 自主行動計画例 (P290~)

=====
4. 予算事業で防爆ドローンの開発を開始。ニーズについてご意見いただけると幸甚です【アクションプラン 4.2.3】
=====

2020年8月より経済産業省は、「令和2年度産業保安高度化推進事業」で、防爆ドローンを開発を支援しています。防爆ドローンは、安全面を中心にして、満たすべき性能をプラントのニーズに最適化する必要があります。そのため、経産省は有識者検討会を開催し、以下2点を実施予定です (URL 先資料の P19、20 を参照)。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/koatsu_gas/pdf/017_04_00.pdf

- ①防爆ドローンの性能評価に関するガイドライン
- ②防爆ドローンのユースケース整理と性能仕様の策定

<お願い>

上記の防爆ドローンの検討に際して、防爆ドローンの活用ニーズ (=どのようなケースで防爆ドローンを活用することが有効か) について調査を行っております。調査結果は①②のアウトプットに反映させる予定です。つきましては、防爆性能を有したドローンが開発された場合に、その利用ニーズがある事業者様におかれては以下の経産省担当者まで連絡を頂けますと幸いです。是非お話を伺わせていただきたいと考えています。

- ・高圧ガス保安室 総括係長：末吉 (sueyoshi-kana@meti.go.jp)

=====
5. 高圧ガス保安法の手続は、法令上は、電子書面による申請が認められています。
=====

経済産業省の所管する法令については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月17日閣議決定)等において掲げるリモート社会の実現のため、「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 (平成15年経済産業省令第8号)」に基づき、電子書面の活用が可能となっております。このため、高圧ガス保安法に基づくすべての手続きについても、法令上、電子書面による申請が可能と整理されております。(実際の運用は、都道府県等の判断によります)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000400008